

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の小委員会及び専門委員会の設置について

平成13年10月9日総合政策・地球環境合同部会決定
平成15年9月25日改正

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第8条第1項及び第9条第1項に基づき、総合政策・地球環境合同部会に置く小委員会及び専門委員会の設置について、次のとおり決定する。

1. 施策総合企画小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「施策総合企画小委員会」を置く。
- (2) 施策総合企画小委員会は、地球温暖化防止のための税制及びこれに関連する施策について総合的に審議を行う。

2. 地球温暖化対策税制専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「地球温暖化対策税制専門委員会」を置く。
- (2) 地球温暖化対策税制専門委員会は、地球温暖化防止のための税制の在り方に関する調査を行う。
- (3) 地球温暖化対策税制専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。